

平成30年第4回

# 東大和市農業委員会議事録

平成30年4月26日

東大和市役所会議棟第7・8会議室

東大和市農業委員会

平成30年第4回東大和市農業委員会議事録

- 1 日 時 平成30年4月26日(木)午後2時00分
- 2 場 所 東大和市役所会議棟第7・8会議室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員会会長 中 村 勝 司
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会長諸報告について  
日程第3 報告第10号 農地法第3条の規定による届出について  
日程第4 報告第11号 農地法第4条の規定による届出について  
日程第5 報告第12号 農地法第5条の規定による届出について  
日程第6 議案第6号 生産緑地地区指定に係る農地等の認定について  
日程第7 議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて  
日程第8 議案第8号 相続税の納税委猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて

5 出席委員(11名)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 石 原 隆    | 2番 石 川 文 男  |
| 3番 関 田 文 吉  | 4番 関 田 義 保  |
| 6番 比留間 淳 二  | 7番 岸 光 敏    |
| 9番 乙 幡 重 男  | 10番 岩 田 高 雄 |
| 11番 町 田 悦 郎 | 12番 中 村 勝 司 |
| 13番 森 田 良 子 |             |

6 欠席委員(3名)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 5番 小 林 由美子  | 14番 木 下 修 一 |
| 15番 大 羽 敬 子 |             |

7 出席した職員

- |              |                |
|--------------|----------------|
| 事務局(1) 小 川 泉 | 事務局(2) 岩 田 豊 和 |
|--------------|----------------|

## 8 会議の結果

報告第10号～第12号について、専決処理を確認した。

議案第6号～第8号について審議した結果、証明書を発行することに決定した。

## 9 会議の概要

事務局（1） 定数15、現員数14、小林委員と大羽委員から欠席のご連絡をいただいております、木下委員はご欠席のようでございます。11名の出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例会が成立することをご報告いたします。

以上でございます

(午後 2時00分)

### ◎開 会

議 長 では、ただいまより平成30年第4回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について、事務局より報告をいたさせます。

事務局（1）（議事日程報告）

議 長 事務局より議事日程を報告いたしました。

### ◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、6番、比留間淳二委員、7番、岸光敏委員の両名を指名いたします。

### ◎会長諸報告

議 長 続いて、日程第2、会長諸報告を行います。（会長報告）

### ◎報告第10号

議 長 続いて、日程第3、報告第10号 農地法第3条の規定による届出6件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（2）（議事日程に基づき説明 6件）

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第10号 農地法第3条の事案については、所有権の移転の確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第11号

議 長 続いて、日程第4、報告第11号 農地法第4条の規定による届出3件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局(2) (議事日程に基づき説明 3件)

議 長 朗読及び説明いたしました。

続いて、転用の意思の確認について報告をいただきます。

1番、2番については、事務局の報告のとおりですので、省略いたします。

3番の事案について報告をいただきます。

蔵敷地区担当、石原委員。

石原委員 (転用意思確認報告)

議 長 報告いただきました。

報告第11号 農地法第4条の事案については、全て転用の意思の確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしておりますが、質問等ございましたらお願いいたします。

町田委員。

町田委員 ちょっと1番のケースでお教えいただきたいんですが、55年4条の転用がかかっているということなんですけれども、こういう場合、1回かかって、また今回4条出てくるというのは、どういう場合になるといいますか。

事務局(2) そうですね、推測ではありますが、4条転用が出てきて、実際現場を仮に畑以外にしたとしても、登記所のほうに地目変更していなかったのかなというケースであると思われれます。

町田委員 今回、4条も1回通っていますけれども、また出さなきゃいけないということになるわけですか。

事務局(2) そうですね、ここまた、多分恐らくこの当時の人が変わっていると思うんですね。同じ人で、同じ地番で出ていれば、一旦出た転用届けの証明願いというのがありますので、それで可能は可能なんです。

町田委員 変わっている人は、基本的に5条が出てくるわけですね。

事務局（２） 当時、55年に出ていた4条が、すみません、地番でまず追っていくんで……。

町田委員 そこまで結構なんです。1回出たものが、また出てくるときにまた再審査するのか、その辺のまた出たら。

事務局（２） 人が変わっていたりすれば、出てきます。5条でも、またさらにそこから売買があれば。

町田委員 5条として、住宅つくるんでしょうけれども、普通地目変わりますよね。農地ですから、また出てくるんだと思うんだけど、5条の後もまた4条で出てくることもないだろうと思うんだけど。

事務局（２） これは、ちょっとさきの4条が。

町田委員 4条が何で2回出てくるのかなと思って。

事務局（２） これ、当初、所有者が全く違いまして、〇〇さんという方で、まだ地番も旧地番です。それで、駐車場ということで出てきていますね。

町田委員 4条。

事務局（２） 現地が、今の現状この現地は駐車場ですので、今度はそれを住宅用地、用途が違うということで出てきています。

町田委員 所有者が変わったということですか。

事務局（２） そうですね、その間に所有者が変わってはいますね。

町田委員 5条が出てきたら、こういうことになるのか。

事務局（２） そうです。

（「相続」と呼ぶ者あり）

事務局（２） 相続でございます。わかりました。本来であれば、確かに5条が出ていますけれども、平成29年4月5日に相続でこの〇〇さんがこの農地を引き継いでいます。そういう経緯ですね。

町田委員 所有者が変わったので、もう一回4条出し直したということですか。

事務局（２） そうですね、人が変わっています。

議 長 ほかにございますか。

（発言する者なし）

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第12号

議長 続いて、日程第5、報告第12号 農地法第5条の規定による届出11件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（2）（議事日程に基づき説明 11件）

議長 朗読及び説明いたしました。

続いて、転用の意思の確認について報告をいただきます。

2番、3番、10番以外については事務局の報告のとおりですので、省略いたします。

2番の事案について報告をいただきます。

奈良橋地区担当、石川委員。

石川委員（転用意思確認の報告）

議長 報告をいただきました。

続きまして、3番、10番の事案について報告をいただきます。

蔵敷地区担当、石原委員。

石原委員（転用意思確認の報告）

議長 報告をいただきました。

報告第12号 農地法第5条の事案については、全て転用の意思の確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いします。

町田委員。

町田委員 今さっき聞いておかしいんですけども、この1番で、4条転用ということで、先ほどお父さんが駐車場に転用したということで、過去に転用があるということで地区委員によらないということで、事務局ご判断ということなんですけども、ものによっては、今委員のほうから現地で転用確認というようなお話があったんですけども、基本的に窓口でご本人さんがおいでになって、もう一度出したいということで、多分来られる、代理人が来られると思うんですけども、例えば〇〇さんの場合、お父さんが過去4条転用があったので、この方については5条初めてなんですけども、地区委員によらないで事務局判断最後しているということなんですけども、その違いですね、過去にこの方じゃなく4条があったから今回地区委員によらないとか、その辺の仕組みとか、ちょっと教えていただけないかと。

事務局（2） 一応これでいくと、代々引き継いでいるやり方でいきますと、まず、農地の転

用届で出てきた案件ですが、4条、5条、1回転用が出ている場合は、その時点で確認はとれている、現場の確認もとれているということで、1回出ていると事務局にやっております。畑で、全く1回も転用も何も出ていないところは、地区委員さんに行っていると思います。ただし、農協の支部外である場合は、事務局が行っているという形をとっています。

ですので、基本的にどちらが、事務局でも地区委員さん、どちらでもいいのは、確認はいいのはいいと思いますが、畑であれば、原則農業委員さんに行ってください。畑でも、いろんな事情によって事務局が行く場合もございます。ですが、原則論として、畑で、何も届出がなければ、まず最初に農業委員さんに行ってください。それが支部外であったり、あるいはあんまり時間がなかったりですとか、そういったことがあれば事務局で行ったりします。4条、5条転用が出ているところは、事務局で行っていますというようなやり方で今来ております。

町田委員 伺ったのは、さっきも伺いましたけれども、〇〇さんという方が、過去4条出したわけで、この方に関しては、初めて5条なわけなんですけれども、逆に言えば、本人さんが窓口に来て、5条 ということで5条を出すわけなんですけれども、それを農業委員が現地に行って、相続人が多数いた場合に、同意書ありませんけれども、あくまで現地立ち合いをするということになっていきますけれども、本人さんが印鑑証明つけてくるか、何つけてくるかわからないんですけれども、窓口で5条を出した段階で、転用の意思というふうにみなすわけにはいかないということになるんですか。

事務局（2） これ、さまざまなんですけど、窓口に来る方。ほぼ、何とも言えないんですけれども、本人が来るよりは代理人が来るパターンのほうが、はるかに多いのは多いですね。

町田委員 ただ、今のお話だと、お二人とも地主さんとお話したという話だったもんですから。

事務局（2） 石原委員の場合は、現場でということですね。本人に来た人が、本人であればその場で意思の確認はできます。できるのはできます。ただ、どっちみち現場の確認も必要になりますので、現場にて確認をしていただいているということもあります。

町田委員 窓口でしゃべれば、そこで事実の意図、意思があるとかいうことあるんで。

事務局（2） いろんなパターンが、〇〇さんの件でいいますと、〇〇さんの場合は、窓口で代理人が逆に来ていますね。ですので、一応本人にも確認したいということで、現場で見ながら確認をしているという形ですね。

町田委員 過去に4条があったから、要するにそれはそんな時点で、現場見ているから、要す

るに事務局がされたということ。

事務局（２） ああ、そうですね。それもあります。ですから、窓口は、例えば代理人が来て、ご本人に全く連絡とれないときもあるんですよ、やっぱり昼間勤めていたりして、そういった場合、代理人に確認するときもあります、意思確認を。ずっと連絡とれないまま、時間だけたってしまうので。一応委任状が、委任状があるんで、本来であれば代理人に意思確認でもいいのかなと思うところもあるんですけども、一応念のため所有者に可能な限り連絡をとって確認しています。

町田委員 申請書が出ても、申請書が事実かどうかを確認しているような形。

事務局（２） それもありますね。別に、これ実印とかでやってごさいませんので、認印でやっていますので。さらに事実が間違いないですかという確認も含めて、連絡は可能な限りとっています。

町田委員 逆に言えば、現場行かれるということも大変なわけだし、ご本人さんも多数いると、逆に来た人の本人確認あるけれども、できないわけでしょう。本人さん変わって、確認はどこですんだという問題も出てくるじゃないですか。

事務局（２） そうですね、おっしゃるとおりです。

町田委員 だから、骨おり仕事なんだなと思ひまして、省けるところは省いてもいいんだけども。そういう意味で。

事務局（２） そうですね、一遍にやるか、２つにやるかなんですね。窓口で意思確認はできても、どっちみち現場の確認はできませんので、現場はどっちみち行っていただきますので、そのとき再度さらに現地で確認していただくということもありますね。窓口だけだと、意思の確認はできたとしても、現場の確認はできませんので。どっちみち現場は、絶対誰かしら１回行くわけですので。

町田委員 窓口来た人が、ここですよと言っちゃえばね。

事務局（２） 逆に、地区委員さんですと、本人かどうか我々よりはるかにわかるという意味は強いと思いますね。本人確認の意味でも。特に、窓口で身分証明書提出させてごさいませんので。

町田委員 今のようなことは、どの市でも同じようにやられているということ。

事務局（２） ばらばらだと思います。

町田委員 大和だったら大和流で。

事務局（２） 大和流、同じところもあるかもしれないですけども、この３多摩地域で見



も、その場で発行しているところもあるぐらいですから。その場で。ですので、我々みたいに職員が見に行っているとか、これはもうばらばらですね。

町田委員 わかりました。なるべく事務局のほうも簡単にやっていただいたほうがいいのかなと思うから、相手がしっかりした証明を持ってくるわけですから、過去の4条、5条を検索されるのも結構大変な作業だと思うんですよ、これね。

事務局（2） わかりました。なるべく効率的に。

町田委員 この資料つくられるだけでも大変だと思うんで、簡単に済むところはしていただいてもいいのかなと思ひまして。

以上でございます。

議長 長 では、以上ですが、ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長 長 では、報告をいただいたとおりですので、報告第12号 農地法第5条の事案については、全ての転用の意思の確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたしますということとは、終わります。

◎議案第6号

議長 長 続きまして、日程第6、議案第6号 生産緑地地区指定に係る農地等の認定3件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（1）（議事日程に基づき説明 3件）

議長 長 朗読及び説明をいたしました。

説明のとおり、本事案は生産緑地地区指定に係る農地等の認定について、都市計画課より照会があった案件でございます。

申請番号1番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本件について、ご質問、ご意見がありましたらお受けいたします。

何かございますか。

（発言する者なし）

議長 長 特にないようですので、採決いたします。

生産緑地地区指定にかかる農地として認定することに賛成の方は挙手を求めます。

（挙手多数）

議 長 挙手多数。

よって、生産緑地地区指定に係る農地として認定することに決定いたします。

続きまして、申請番号2番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本件について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

何かございますか。

町田委員。

町田委員 〇〇さんの案件でよろしいですね。

議 長 〇〇さんです。

町田委員 都市計のほうから、申請に対して面積がわかる図面だとか、そういったものが添付されて農業委員会のほうには来るもんなんじゃないでしょうか。面積が、何をもって確認をすればいいのか。

(「公図じゃないの」と呼ぶ者あり)

事務局(2) 今、一式持ってきます。

町田委員 あと、今後の話なんですけれども、本人さんと都市計の職員には立ち会っていただくようなこと、求めたほうがいいのではないかなというちょっと感じは受けるんですけれども。

議 長 議長より、その辺については、今後検討いたすような形に持っていければいいかなとは思っております。皆さんの意見を聞きながらということ。

事務局(2) すみません、一式向こうから来た依頼の一式を今とりに行っています。

議 長 では、採決は次に入りまして、申請番号3番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本件について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

何かございますか。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

生産緑地地区指定にかかる農地として認定することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、生産緑地地区指定に係る農地として認定することに決定いたしました。

では、2番の件につきましては、今書類をとりに行っておりますので、暫時休憩といたし

ます。

休憩 (午後 3時 1分)

再開 (午後 3時 8分)

議長 書類が届きましたので、開会いたします。

事務局、お願いします。

事務局(1) ただいまご質問のございました申請書類について添付書類でございますけれども、こちらにつきましては、公図、それから案内図、それから謄本ですね、土地の表示の謄本です、こちらの3点が添付書類でございます。

また、申請されている農地につきましては、現地調査の際には、目標物となるくいにかわる棒が立ってございましたけれども、実際には境界ぐいの入っている農地の全面が申請の土地であると、申請農地であるということを確認をしております。

以上でございます。

議長 いかがいたしますか。

今、報告があったとおりでございますけれども。

ご判断は皆さんが。

町田委員 よろしいですか。

議長 町田委員。

町田委員 さっきミラーの関係ありましたけれども、その樹木の関係は都市計の情報提供か何かかされていられる関係はありますか。

事務局(1) 樹木については、今回、〇〇さんの案件に関する樹木の関係につきましては、都市計画課のほうとの調整は進んでございません。まだ、その辺は都市計画課のほうに伝えてございません。

町田委員 それは、どちらが判断されることになりますか。

事務局(1) 最終的には、農地であるかということにつきましては、農業委員会が判断し、決定する内容でございますので、今回についての樹木等については、農地として認められるかどうかというのは、農業委員会の判断になると思います。

議長 ちょっと休憩に入ります。

休憩 (午後 3時 10分)

再開 (午後 3時 12分)

議長 では、開会いたします。

申請番号2番の〇〇さんの事案について、質問等がございましたら、またお願いいたします。

事務局のほうで、その辺の対応の仕方というのかな、問題のところございますか。

お願いします。

事務局（1） 今回の〇〇さんの案件についてでございますが、今後について、先ほど会長のほうからご説明がございました斜面についての取り扱い、なおかつその斜面が今回南側の②の農地の南面ですか、芝生が植えられ、なおかつ鑑賞用ではないかというふうに判断できるような植栽がされていたということで、よく土の飛散防止のために、境界に植えられている茶の木、密集して植えられている茶の木の役割とは今回の樹木については同じようには見受けられないと。一般的に見ると、観賞用ではないかなというように見受けられてしまうような案件がございましたので、こちらについては、農業委員会として、ご本人と直接意向のほうを、この農地前面を申請すると、普通ならばそれに対する対応について意向を確認するという機会を設けて、本件については次回定例会に持ち越すというふうに、事務局としてはすべきかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長 今、事務局より今後の対応の仕方というところで説明がございましたが、皆さんいかがいたしましょうか。

（発言する者なし）

議長 では、意見がないようですので、議長判断といたしまして、事務局対応を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第7号

議長 続きまして、日程第7、議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願い1件についてご審議いただきます。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

小川事務局長。

事務局（1） （議事日程に基づき説明 1件）

議長 朗読及び説明をいたしました。

申請番号1番、〇〇さんの事案については、比留間淳二委員に関する事案でございます。

比留間淳二委員につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議

事参与が制限されておりますので、退席をお願いいたします。

(比留間委員 退席)

議 長 それでは、審議いたします。

生前、被相続人の〇〇さんが農業経営を行っており、引き続き相続人であります〇〇さんが農業経営を続けていく適格者であるか、また、申請のあった農地が特例農地を受けるに適しているかを判断するものです。

地区担当委員から、被相続人の農業従事の状態について意見を求めます。

芋窪地区担当、岩田委員。

岩田委員 〇〇さんにつきましては、生前農業に従事していたことをあわせてご報告申し上げます。

以上です。

議 長 地区委員から意見をいただきました。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

適格者と認定し、適格者証明を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行することに決定いたします。

ここで、比留間淳二委員の議事参与を解除いたします。

(比留間委員 着席)

#### ◎議案第8号

議 長 続きまして、日程第8、議案第8号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い1件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局(1) (記事日程に基づき説明 1件)

議 長 説明のとおり、本事案の相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

申請番号1番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

町田委員。

町田委員 今回報告期限が5月30日ということになっておりますので、もし、農業委員会の事務処理、ご本人さんの事務処理が間に合うのであれば、再度立ち合いを求めて、現調をかけられればなというふうに思っています。

あと、今後納税猶予に係る土地については、基本的に所有者の立ち合いを求めて、位置関係、あるいは車両状況といいますか、そういったものを確認を具体的にしていければ、私たち農業委員としてやりやすいのではないかなというふうに思っています。

以上です。

議 長 事務局。

事務局（2） そうですね、今度の定例会が5月24日なんです。その後、ご本人に渡るのが翌日が、あるいは月曜とかになってしまうので、そこから税務署に本人がというところにはなる。

議 長 厳しい。

小川事務局長。

事務局（1） このたびの案件につきましては、次回定例会の日程では、ご本人が税務署に書類を提出する日に際しまして、かなり日にち的に厳しい状況にあらうかというふうに判断されますので、もし農業委員の皆様のご理解がいただけるようであれば、定例会後にご本人立ち合いのもと、農業委員、少なくとも農地部会長含めた役員の皆様に一緒に立ちあっていただいて、指導を行うということで処理をさせていただければありがたいなと思います。

町田委員 特にそれは求めませんので、可能であればという話で、改めておくれなようであれば、現状で結構でございます。

議 長 ほかに何かございますか。

（発言する者なし）

議 長 ほかにには特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

（挙手多数）

議 長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

◎閉 会

議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

(午後 3時24分)